

～特例認定事務処理要綱の規定内容～

○ 特例認定の申請

特例認定を受けようとする際は、申請書と防火対象物の管理を開始した日が確認できる書類の写しを2部ずつ提出して下さい。

※ 申請書類に不備がある場合は、概ね7日以内に補正を求めることがあります。

○ 特例認定の検査

申請があった場合、その防火対象物が特例認定基準に適合するか否か、消防職員が書類確認と立入りにより検査を行います。

○ 認定・不認定の通知

検査の結果により、特例認定を決定したときは、特例認定通知書を、特例認定をしないことを決定したときは、特例不認定通知書を申請者に交付して通知します。

○ 認定証明書の交付

特例認定通知書の交付を受けた方が、通知書を無くしたりした場合に、特例認定の証明が必要なときは、特例認定証明書交付申請書を提出することで、認定証明書の交付を受けることができます。

○ 表示等

特例認定を受けた防火対象物は、認定を受けていることを示す「防火優良認定証」を表示することができます。

※ 利用者に消防法令を遵守していることを情報提供するものです。

○ 施行期日

平成24年12月1日からです。